

# 『指定ごみ袋・粗大ごみ袋処理券』

## 取扱店の手引き



今 治 市

## 今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみ処理手数料収納事務を委託するため、収納委託店（以下「委託店」という。）の資格、基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「一般ごみ処理手数料」とは、委託店が市の指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）と引き換えに収納する代価をいう。

2 この要綱において「粗大ごみ処理手数料」とは、委託店が市の指定する粗大ごみ処理券（以下「粗大ごみ処理券」という。）と引き換えに収納する代価をいう。

### (資格)

第3条 委託店は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 今治市に店舗を有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

### (申請)

第4条 委託店になろうとする者は、ごみ処理手数料収納事務委託店申請書（別記様式第1号）により申請しなければならない。

### (契約)

第5条 市長は、前条の申請があったときは審査し、第3条の条件を満たしていると認めるときは、ごみ処理手数料収納事務委託契約書（別記様式第2号）及びごみ処理手数料収納事務委託契約約款（別記様式第3号）により委託契約を締結するものとする。

2 市長は、前項の契約を締結したときは、直ちに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、告示しなければならない。

### (注文及び引渡し)

第6条 指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の注文及び引渡しは、次のとおりとする。

- (1) 委託店は、注文書（別記様式第4号）により指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券を注文し、市長はその注文により、委託店に指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券を引き渡す。
- (2) 市長は、注文金額相当の納入通知書（別記様式第5号）を発行し、委託店はその納入通知書で指定金融機関等に市長の指定する期日までに一般ごみ処理手数料及び粗大ごみ処理手数料を納入しなければならない。
- (3) 市長は、注文のあった委託店の各手数料の納付状況を確認し、未納がある委託店に対し、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の引き渡しを拒むことができる。

### (遵守事項)

第7条 委託店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 燃やせるごみ用及び燃やせないごみ用指定ごみ袋並びに粗大ごみ処理券を取扱店ごとにそれぞれ次のとおり引き受けること。なお、初めて委託店となったときは、次の全ての種類を引き受けなければならない。

ア 指定ごみ袋 大 250枚／箱×1箱＝250枚

イ 指定ごみ袋 中 500枚／箱×1箱＝500枚

ウ 指定ごみ姿 小 500枚／箱×1箱=500枚

エ 粗大ごみ処理券 10枚／セット×1セット=10枚

(2) 引き受けた指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券は返品しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、次項の規定において廃止する今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱の規定により既に委託店として契約している者にあつては、この要綱の規定に基づく委託店（一般ごみ処理手数料の収納に限る。）として契約したものとみなす。

(今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱の廃止)

3 今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱（平成17年今治市要綱第63号）は廃止する。

附 則（平成20年3月25日今治市要綱）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日組織改編に伴う今治市要綱の整備に関する要綱）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月5日今治市要綱）

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同日以後のごみ処理手数料の収納事務に係るものについて適用する。

附 則（平成25年12月24日今治市要綱）

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

附 則（平成26年12月1日今治市要綱）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成30年1月29日今治市要綱）

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に係るものについて適用し、同日までの事業に係るものについては、なお従前の例による。

ごみ処理手数料収納事務委託店申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 郵便番号 \_\_\_\_\_  
店舗所在地 \_\_\_\_\_  
(フリガナ)  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
申請者住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_に開店予定(住所)

今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、ごみ処理手数料収納事務委託店申請のため、当社の市税の納税状況等を調査することについて同意します。

申請区分	(フリガナ) 取扱店名	取扱店所在地	電話番号 ファックス番号	主要な販売品 又は店舗の種類
		今治市		
		今治市		
		今治市		
		今治市		

市税納税状況調書 (以下の欄は記入不要)

上記の者より申請があったので、納税状況調査をお願いします。

年 月 日

納税課長 様

資源リサイクル課長

該当する欄に○を記入してください。	滞 納 な し
	滞 納 あ り
	該 当 な し

納税状況は上記のとおりです。

年 月 日 納税課長

印

添付書類：取扱店の位置図、その他市長が必要と認める書類

ごみ処理手数料収納事務委託契約書

ごみ処理手数料収納事務委託について、委託者 今治市長 （以下「甲」という。）と  
受託者 （以下「乙」という。） は、ごみ処理手数料収納事務委託契約約款（以下「約  
款」という。）の規定に基づき、この契約を締結する。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有す  
るものとする。

年 月 日

委託者 甲 住 所 今治市別宮町1丁目4番地1

氏 名 今治市長

受託者 乙 住 所

氏 名

ごみ処理手数料収納事務委託契約約款

（目的）

第1条 委託者 今治市長（以下「甲」という。）は、ごみ処理手数料の収納業務を受託者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを承諾する。

（収納方法）

第2条 乙は、甲が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）及び粗大ごみ処理券（以下「粗大ごみ処理券」という。）と引き換えに次に定めるごみ処理手数料（以下「手数料」という。）を収納する。

種 類	区 分	手数料
指定ごみ袋 (燃やせるごみ用、燃やせないごみ用)	大	30円/枚
	中	20円/枚
	小	15円/枚
粗大ごみ処理券	—	300円/枚

2 前項の規定により収納する手数料は、指定ごみ袋は各々1組（10枚）単位、粗大ごみ処理券にあつては1枚単位で引き換えに収納するものとする。

（手数料の納入）

第3条 乙は、甲から指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券の引渡しを受けたときは、その手数料を甲が指定する期日までに、第6条に規定するごみ処理手数料収納事務委託料（以下「委託料」という。）を差し引いた額（以下「差引納入額」という。）を納入通知書（別記様式第5号）により納入しなければならない。

（取扱店の表示）

第4条 甲は、指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券の取扱店であることを示す表示シール（別記様式第6号）を乙に配布し、乙はこれを店頭に表示しなければならない。

（注文及び引き渡し）

第5条 乙は、指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券の注文については、注文書（別記様式第4号）で行うこととし、甲は、その注文書により指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券を引き渡すものとする。

2 甲が前項の規定により、指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券を引き渡すときは、甲は、納品書（別記様式第7号）を乙に発行し、乙は、受領書（別記様式第8号）に受領の記名をし、甲に提出する。

3 乙は、引渡しを受けた指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券を返品できない。ただし、甲の都合によるとき又は甲が特に認めるときは、この限りでない。

4 前項ただし書により、甲が返品を認めたときは、その返品方法についてはその都度甲が定める。

（委託料）

第6条 ごみ処理手数料収納事務委託料は、引渡しの際の数量に次の単価を乗じて得た額の合計

額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

種 類	区 分	単 価
指定ごみ袋 (燃やせるごみ用、燃やせないごみ用)	大 (1箱250枚入)	715円/箱
	中 (1箱500枚入)	1,430円/箱
	小 (1箱500枚入)	1,430円/箱
粗大ごみ処理券	セット (10枚綴り)	286円/セット

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 本契約書及び本約款の各条項に違反した場合
- (2) 甲の定める契約資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 1年以上収納事務の実績がない場合

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除するときは、ごみ処理手数料収納事務委託契約解除通知書（別記様式第9号）により、乙に通知することとする。

3 乙は乙の都合によりこの契約を解除するときは、契約解除の日の一週間前までに甲に申し出ることとする。

4 第1項及び前項の規定により契約解除となったときであっても、既に納入した手数料又は差引納入額については還付しないものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、甲から委託されたごみ処理手数料収納事務を他に再委託してはならない。

(変更の届出)

第9条 乙は、名称又は代表者を変更したときは、速やかに委託業者名称等変更届出書（別記様式第10号）により甲に届出しなければならない。

(損害等の負担)

第10条 乙が本委託業務を執行中において発生した損害等については、すべて乙の負担とする。

(契約期間等)

第11条 契約期間は、契約締結日からその属する会計年度の3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から特別に意思表示がないときは、同一条件で契約を1年毎に更新するものとする。

(手数料、委託料その他契約条件の変更)

第12条 手数料、委託料又はその他の契約条件は変更することがある。変更があるときは、甲は変更の1月前までに書面にてその内容を通知するものとする。

2 乙は、前項の変更に異議があるときは、契約の解除を申し入れることができる。

(疑義)

第13条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定することとする。

附 則

この約款は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月5日)

この約款は、平成23年10月1日から施行し、同日以後のごみ処理手数料の収納事務に係るものについて適用する。

附 則 (平成26年12月1日)

1 この約款は、平成27年1月1日から施行する。

2 改正後の約款の規定は、平成26年4月1日以後に引き渡した指定ごみ袋又は粗大ごみ券（以下「ごみ袋等」という。）について適用する。この場合において、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額の差額を支払う。

(1) 平成26年4月1日から同年12月31日までに引き渡したごみ袋等の総数に改正後の第6条に基づき計算した委託料を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から同年12月31日までに引き渡したごみ袋等に対し支払った委託料の額

附 則 (平成30年2月1日)

この約款は、平成30年2月1日から施行する。



## 注 文 書

年 月 日

（宛先）今治市長

受託者 住所（所在地）  
社（店）名  
代表者名  
店舗名

次のとおり発注いたします。

種類			(a) 枚数/箱(セット)	(b) 箱(セット)数
指定ごみ袋	燃やせるごみ用	大	250	
		中	500	
		小	500	
	燃やせないごみ用	大	250	
		中	500	
		小	500	
計		大	250	
		中	500	
		小	500	
粗大ごみ処理券			10	

※手数料、委託料、差引納入額の算出方法

区分	(D) 箱(セット)数	(A)手数料		(B)税抜委託料		(C) 委託料の消費税等 (H×消費税率)  円未満切捨て
		(E)単価	(D×E)	(F)単価	(D×F)	
袋大	箱	7,500円	円	715円	円	
袋中	箱	10,000円	円	1,430円	円	
袋小	箱	7,500円	円	1,430円	円	
処理券	セット	3,000円	円	286円	円	
計	箱 セット	(G)計	円	(H)計	円	円

差引納入額(G - H - C)	円
------------------	---

別記様式第5号 (第6条・約款第3条関係)

納入通知書

No.

下記の金額を今治市指定金融機関等に納めてください。

年 月 日

今治市長

印

記

帳票コード	14	所属	繰越	年度
会計	01	一般会計		
款	13	使用料及び手数料		
項	02	手数料		
目	03	衛生手数料		
節	04	ごみ処理		

事由 指定ごみ袋の種類 枚数/箱(枚) 箱数/(箱) 枚数(枚)

合計				
----	--	--	--	--

納入住所 氏名

様

手数料(A)	円	納期限
税抜き委託料	円	納品書No.
消費税等	円	差引納入額
委託料(B) 計		(A-B)



課名 ○○○○課

年 月 日作成

領収書

No.

下記のとおり領収しました。

年 月 日

記

帳票コード	14	所属	繰越	年度
会計	01	一般会計		
款	13	使用料及び手数料		
項	02	手数料		
目	03	衛生手数料		
節	04	ごみ処理		

事由 指定ごみ袋の種類 枚数/箱(枚) 箱数/(箱) 枚数(枚)

合計				
----	--	--	--	--

納入住所 氏名

様

手数料(A)	円	納期限
税抜き委託料	円	納品書No.
消費税等	円	差引納入額
委託料(B) 計		(A-B)



課名 ○○○○課

限りある資源を大切に！

みんなでごみ減量、資源リサイクルを進めましょう！

# 今治市指定 ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店

もやせるごみ・もやせないごみ



10枚入り  
300円



10枚入り  
200円  
粗大ごみ



10枚入り  
150円



1枚 300円

指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券に関する問い合わせ先

今治市役所 〇〇〇〇課 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇支所 住民サービス課 電話番号〇〇-〇〇〇

別記様式第7号 (約款第5条関係)

## 納 品 書

No.

年 月 日 作成

年 月 日 発送日

今治市役所 部 課 〒794-8511 今治市別宮町1丁目4-1 電話番号：(0000)00-0000 又は00支所 電話番号：(0000)00-0000
--

社(店)名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

次のとおり納品しました。

種 類		手数料単価 (箱・セット)	箱数 (箱・セット)	代金 (円)
指定 ごみ袋	燃やせるごみ用	(大) 250枚/箱	7,500円	0 円
		(中) 500枚/箱	10,000円	0 円
		(小) 500枚/箱	7,500円	0 円
	燃やせないごみ用	(大) 250枚/箱	7,500円	0 円
		(中) 500枚/箱	10,000円	0 円
		(小) 500枚/箱	7,500円	0 円
粗大ごみ処理券		10枚/セット	3,000円	0 円
手数料計 (円)				円

委託料 (円)	ごみ袋 (大) 715円/箱	円
	ごみ袋 (中) (小) 1,430円/箱	
	粗大ごみ処理券 286円/セット	
	消費税等	
計		円

合計 (手数料計 - 委託料計)	円
------------------	---

地図No.		納付書No.	
-------	--	--------	--

## 受 領 書

No.

年 月 日 作成

発送日 年 月 日

(宛先) 今治市長

社(店)名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

次のとおり受領しました。

種 類		手数料単価 (箱・セット)	箱数 (箱・セット)	代金 (円)
指定 ごみ袋	燃やせるごみ用	(大) 250枚/箱	0	円
		(中) 500枚/箱	0	円
		(小) 500枚/箱	0	円
	燃やせないごみ用	(大) 250枚/箱	0	円
		(中) 500枚/箱	0	円
		(小) 500枚/箱	0	円
粗大ごみ処理券		10枚/セット	0	円
手数料計 (円)				円

委託料 (円)	ごみ袋 (大) 715円/箱	円
	ごみ袋 (中) (小) 1,430円/箱	
	粗大ごみ処理券 286円/セット	
	消費税等	
計		円

合計 (手数料計 - 委託料計)	円
------------------	---

受領者サイン	
--------	--

地図No.		納付書No.	
-------	--	--------	--



別記様式第10号（約款第9条関係）

委託業者名称等変更届出書

年 月 日

（宛先）今治市長

受託者 住所（所在地）  
社（店）名  
代表者名

年 月 日に締結したごみ処理手数料収納事務委託契約の内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日